

高額療養費の算定方法が変更になりました。

平成22年3月までは、同一月内に同一の病院であっても、地域医療支援病院（旧総合病院）において複数の診療科で受診した場合は、診療科ごとに診療報酬明細書を作成することになっていたため、高額療養費の算定も診療科ごとに個別に行わなければなりませんでした。

平成22年4月からは、歯科診療と歯科診療以外の診療について診療報酬明細書を作成することになりましたので、地域医療支援病院（旧総合病院）で受診された場合も、高額療養費の申請を病院ごと（入院と通院は別）に行うことができるようになりました。